

自衛隊基地の隣で暮らすということ

1 基地のそばでの生活

(1)基地と私の略歴

- ①那覇基地と私（～97年、2003～2006年、2013～現在）：陸上自衛隊、航空自衛隊、海上自衛隊
- ②自衛隊小倉駐屯地（北九州）と私（97～2003まで）：陸上自衛隊
- ④米軍普天間飛行場と私（2006～2011まで）

↓

自衛隊の訓練は、近年非常に激化している。
世界一危険な基地といわれる普天間基地の比ではないほどの騒音
軍用機の離発着のある基地と、離発着のない訓練基地とでは全然騒音状況が
違う。

(2)実害

2013年に那覇基地近くへ戻ってからの被害

- ・早朝6時台や23時台の戦闘機の離発着もある
 - ・日中の子どもが昼寝から起きるほどの戦闘機の騒音
 - ・テレビの音や電話の音が遮断される騒音
 - ・輸送機の旋回による継続した騒音と振動
 - ・発砲を伴っていると思われる訓練
 - ・制服（戦闘服）による通勤（帰宅時のお迎えや買い物も戦闘服）の異様さ
 - ・戦闘機の離発着訓練による民間機の離発着遅れ
 - ・天皇が来沖した際の陸海空総出の最敬礼の異様さ
 - ・2015年に自衛隊基地内が騒然としたことがあったが、情報が一切こない怖さ。
 - ・弾薬庫が民間居住地の近くにあるといわれている
 - ・那覇空港第二滑走路建設のために海が埋め立てられる
- その他に、米軍機の訓練の騒音やオスプレイの飛行がある。

(3)市、国の対応

那覇市環境保全課：那覇空港周辺の住宅の防音工事に対する補助。100%近い補助。

エリアは2015年に拡大。エリアの決定は国交省

那覇市平和交流・男女共同参画課：騒音苦情の相談窓口

騒音があればその都度、航空自衛隊那覇基地や
沖縄防衛局へ申し入れをしている。

那覇市企画調整課：特定防衛施設周辺整備調整交付金事業（那覇の場合米
軍関連のみ）

(4)自衛隊がいることでメリットは？

・公的なもの

那覇市では、特定防衛施設周辺整備調整交付金が妊婦健診の助成や道路整備、緑地の整備等に利用された（米軍関連の交付金。2015年）
航空自衛隊那覇基地のHPによれば、音楽隊による演奏やマラソン大会の支援を行ったと記されている。

・個人的なもの

基地内の土地所有者に対する賃料支払い
基地周辺に不動産を所有している場合、自衛隊員に貸すことで賃料が得られ空き室対策ができる
（ちなみに、那覇基地だからといって沖縄出身の隊員が駐留しているわけではありません。宮古の説明会の際に防衛局側も、通常の配置転換によって隊員の配置は決まるといっていました。）

(5)どのような人権が侵害されているのか

人間の尊厳そのもの、平和のうちに生きる権利（平和的生存権）、環境権

2 少しだけ法的な話

(1)騒音対策

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律

→自衛隊、米軍を対象の法律

→防衛省が市町村の面積や人口密度、補助事業の運用実績をみて、予算の範囲内で分配。

→防音工事の補助、国による周辺地域の買い取りと緑地化、事業の損失に対する補償等

(2)自衛隊と米軍の協同

1954年創設の自衛隊は、「防衛目的」を前面に掲げて創設された。日米相互防衛援助協定（MSA協定）で、日本独自の防衛力の増強の法的義務を負った

からである。

1978年の日米防衛協力のための指針以降、有事における共同作戦のための共同演習、共同訓練が方針として明確に打ち出されて、次第に強化され、米軍基地と自衛隊基地の共同使用の拡大が方針として掲げられている。

(3) 地方自治の問題として

地方自治の本旨：住民自治と団体自治

・住民自治(地域の政治が住民の意思によって行われること)

→新たな陸上自衛隊配備計画について、住民の意思は反映されているのか。

①2014年の市長選では、選挙直前に石垣に自衛隊配備計画があることというスクープがあったが、中山陣営、自民党が必死に打ち消し、争点化しなかった(訂正報道まで求めていた。)

②2014年の市議会議員選挙でも、争点化されていない。自衛隊配備計画が具体的になっていなかったため。

③2016年今年の沖縄県議会議員選挙では、自衛隊配備反対の立場の候補者が当選

↓

市議会において、陸自配備判断の先送り

市長は、かつては住民の意見を聞いてと述べていたが、市議会の意見を聞いてというように後退していた。市議会の良心のために配備受け入れ表明ができない状況(今のところ)。

・団体自治(地方公共団体が国から独立した団体として地方の事務を処理すること)

→地方は国の出先機関ではない

→市長は、自ら主体的に情報収集して住民に情報を提供し、住民の安全や利益・不利益について検討しなければならない。その際、住民自治の理念に基づくことが必要である。

(4) 「専権事項」という決めゼリフ

確かに、防衛・外交は、国家の「役割」、専属的事務であるとされている。

→全国一律に行うようなものだと考えられているため。ただし、外交については内閣の役割として憲法に規定されているが、防衛については憲法上規定が存在しない。

地方自治法では、「国際社会における国家の存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい」もの、「全国的な規模で若しくは全国的な視点で」行う施策は国の役割だと規定されている（地方自治法1条の2）。

↓一方で

憲法は、特定の地方公共団体の本質にかかわるような不平等・不利益、特別の影響を及ぼすような法律を定める場合には、当該地方公共団体の住民の意思を問う住民投票を不可欠の要素としている（95条）。住民投票にかけられる施策については限定されていない。

↓

防衛＝「専権事項」→地方は意見を言えないということは、憲法の想定した形ではない。地方自治の本旨にそぐわない。

国の決めたことに、地方はすべて従うということでは、地方自治は無に帰してしまふ。

↓

憲法95条に基づく地方特別法に関する住民投票に持ち込むのは困難だと思われるが、憲法の理念を生かすのであれば、条例を根拠とした住民投票の可能性はある。

→市民には、判断するだけの材料が必要。

3 整理

(1)自衛隊とはなにか

「国土」防衛のための部隊であり、市民の安全や災害救援のための組織ではない。

→防衛白書によれば、自衛隊の任務は第一に攻撃の排除であり、可能な範囲で市民の救援をすることになっている。

(2)防衛省の認識

接続水域や公海での中国船の航行について、防衛省担当者は宮古島の説明会で「合法」な航行だと述べていた。

(3)市長と市議会

市議会は、市長の支援機関ではなく、市長と緊張関係を保ち市民の代表者としての役割を果たすもの。←国政における内閣と国会の関係とは異なる

住民の生命や生活に関わる問題について、保革を問わずより積極的に迫る姿勢が必要である